破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１８号
長崎県壱岐市芦辺町国分東触144番地２、開始決定時の住所長崎県壱岐市芦辺町箱崎本村触716番地
破産者　村田石材こと　村田　康光
1　決定年月日　平成27年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第１７６２号
福岡市博多区美野島２丁目14番７―1305号、前住所福岡市中央区高砂１丁目15番12―501号
破産者　吉川　直希
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７６３号
大阪府枚方市東牧野町16番24号
破産者　吉川智惠美
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８１３号
福岡市南区高木３丁目１番24―202号
破産者　佐藤　　勤
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９３０号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―505号
破産者　藤野　邦弘
1　決定年月日　平成27年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１４３号
福岡市博多区諸岡２丁目４番21号
破産者　吉田満智子
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５４９号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目３番６―201号
破産者　沼田　正和
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５５０号
福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目３番６―201号
破産者　沼田理恵こと　ＧＵ　ＱＩＮＧ　顧　敬
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７３号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目29番３―402号
破産者　岩崎　和樹
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６３号
福岡市東区下原１丁目22番47―302号
破産者　高下　英彦
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８６４号
福岡市東区下原１丁目22番47―302号
破産者　高下　美和
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１４号
福岡市東区水谷１丁目６番13―101号、前住所北九州市小倉南区大字母原633番地１
破産者　木嶋多可志
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７１８号
福岡市中央区平尾浄水町10番17―401号
破産者　木村沙也可（旧姓大町）
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２９号
福岡県朝倉郡東峰村大字小石原鼓1969番地１
破産者　時川　正勝
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２０号
福岡市中央区谷２丁目19番８―1105号
破産者　伊藤　光徳
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４５号
福岡市東区和白５丁目15番５―202号
破産者　富山勝進こと　崔　　勝進
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８９０号
福岡市東区松崎４丁目10番３号、前住所福岡市東区若宮２丁目22番12号
破産者　松尾　貞信
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９２１号
福岡市博多区神屋町７番11号
破産者　植村　幸徳
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部